

# 要介護認定・要支援認定申請ガイド（介護保険事業者向け）

令和4年4月1日

## 1. 申請代行

指定居宅介護支援事業者等による申請代行は、介護保険法上位置づけられている制度で、被保険者の意思を踏まえて、申請書の入手、記入（本人自署欄を除く）、提出（介護保険被保険者証の添付を含む）等を被保険者に代わって行うものです。基本的に、被保険者からの依頼があれば、特別な事情がない限り、必要な協力をを行うべきものとされています。

## 2. 申請日

要介護認定・要支援認定申請は、申請書を窓口で提出した日が申請日となります。申請書を窓口で提出した日とは別の日を申請日とすることはしていません。申請書を郵送した場合は、申請書が配達され、受領した日を申請日として取り扱います。

ただし、区分変更申請及び認定を受けている場合の要介護新規申請又は要支援新規申請で、申請日を「各月1日」としたい場合に限り、申請書の前倒し預かりを可能とします。前倒し預かりを希望する場合の取扱いは下記のとおりとします。

※各月1日当日に申請することが可能な場合は、当日に申請してください。

### ・受付期間

希望する各月1日の3開庁日前から3日間

### ・申請日の明記

申請年月日に希望する各月1日を記入するとともに、受付印枠内に鉛筆で大きく「○/1」と記入し、窓口提出時には前倒し預かりを希望する旨を職員に口頭で伝えてください。

なお、各月1日以前に当該申請をすることができる場合は、申請日を1日付にすることが被保険者の不利益につながることはないよう、注意してください。

また、申請日を受理日以前の日付で取り扱うことはできませんので、注意してください。

## 3. 申請区分

被保険者の現在の認定状況を十分確認した上で、適切な申請区分を選択してください。

- ・新規 … 認定を受けていない方による要介護認定・要支援認定申請
- ・更新 … 認定を受けている方による要介護更新認定又は要支援更新認定申請
- ・区分変更 … 認定を受けている方による要介護認定区分変更又は要支援認定区分変更申請
- ・要介護新規 … 要支援認定を受けている方による要介護認定申請
- ・要支援新規 … 要介護認定を受けている方による要支援認定申請

各申請区分による結果のパターンと当市での取扱いは、表1のとおりです。

なお、要支援認定区分変更申請がなされた場合には、要支援状態区分の審査のみ行うこととなり、要介護認定はできません。状態像に変化があると見込まれる場合には、要支援認定区分変更申請ではなく要介護認定申請（要介護新規）を原則とし、申請の際には申請者に要介護認定等の事務手続きについて十分周知してください。

また、区分変更、要介護新規、要支援新規申請では、その申請理由（状態悪化あるいは状態回復）とは反する区分へ変更となる認定結果が出た場合であっても却下にはならず、認定されることに留意してください。

#### 4. 医療保険欄

医療保険情報を記入してください。

第1号被保険者が申請する場合、住民票が加西市にあり、加西市の国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療保険に加入している被保険者であるときは、当市で医療保険情報の確認ができるため、保険者名のみ記入し、その他の記入を省略しても差し支えありません。

住所地特例者や社会保険等加入者等は、当市で医療保険情報の確認ができませんので、必ず記入してください。

第2号被保険者が申請する場合は、加入している医療保険の保険者に関わらず全て記入するとともに、申請書下部の特定疾病名欄に記入し、医療保険被保険者証の写しを添付してください。

#### 5. 提出者氏名（親族等）又は提出代行者名称

介護保険事業者が申請代行を行う場合は、事業所名等を記入してください。

提出代行者が申請代行を行う場合は、提出代行者の種別の該当に○を記入してください。

提出代行者以外の事業者が申請代行を行う場合は、被保険者との関係欄にサービス種別を記入してください。

#### 6. 同意欄

この同意欄に被保険者が自署することにより、下記事項について同意することとなる旨説明してください。

- ・居宅介護支援事業者等に、認定調査票、要介護・要支援認定等の結果通知の内容、主治医意見書を必要に応じて情報提供すること
- ・意見書を作成した主治医等に、要介護・要支援認定等結果を必要に応じて情報提供すること。

併せて、更新申請の場合には、認定結果が出るまでの日数が30日を超える場合でも、現在の認定有効期間内であれば「延期通知書」の発送を省略することについて、説明してください。

同意が無い場合は、情報提供を希望する場合でも提供できませんので、ご注意ください。

同意欄への署名についての注意事項は下記のとおりです。

- ・原則、被保険者本人の自署が必要です。氏名の記入にあっては、その表記は漢字に限定せず、ひらがな等による記入も可とし、氏名が判別できる範囲においては同意があったものとみなします。
- ・被保険者本人の身体の状態等により、本人が自署できない場合は、親族等による代筆が可能です。代筆の場合は、代筆者が被保険者氏名、代筆者氏名、続柄を記入することになります。
- ・親族による代筆もできない場合には、空欄で提出してください。事業者による代筆は、認められません。

※申請書提出時に同意欄への記入がない場合でも、その後同意が得られた場合には、「要介護認定等に

係る情報提供同意書」を提出することにより、情報提供申請が可能です。

※本人による自署及び親族等による代筆が不可能であり、かつ、情報提供が必要な場合は、個別に対応を検討しますので、事前にご相談ください。

## 7. 介護保険被保険者証の添付

要介護認定・要支援認定申請書を提出する際には、必ず介護保険被保険者証を添付してください。

本人が被保険者証を紛失している等、やむを得ず申請時に被保険者証を添付できない場合でも申請は受付しますが、主治医意見書様式及び資格者証の手渡しによる交付を希望される場合は、後述のとおり本人確認及び代理権確認が必要です。

※要介護認定・要支援認定申請の際は、介護保険被保険者証原本を添付する必要があります。そのため、申請を代行する場合は、必ず本人または親族等に被保険者証の提出を求めてください。やむを得ず添付できない場合でも、上記のとおり、認定申請をすること自体は可能としますが、本来は添付しなければならないものであることを十分説明のうえ、次回申請時には必ず提出するよう促してください。

## 8. 主治医意見書様式及び資格者証の交付

当市では、要介護認定・要支援認定申請時に、主治医意見書様式及び資格者証を、提出者への手渡しもしくは被保険者本人宛の郵送（本人の住民票上の住所（あるいは送付先変更申請による送付先住所））により交付します。主治医意見書様式は、本人又は親族等から医療機関へ提出し、主治医に作成を依頼する流れになります。

ただし、介護保険被保険者証の添付がない場合には、個人情報保護の観点から、通常、郵送により交付します。手渡しによる交付を希望される場合は、提出者の本人確認及び代理権確認を行います。

本人確認は、提出代行事業者及びその職員であることを証する書類を確認することが望まれるため、所属の分かる顔写真付きの職員証であれば1点、顔写真のない職員証の場合は職員証及び顔写真付きの身分証明書の2点の確認が想定されます。

代理権確認は、通常、委任状の提出（被保険者本人の自署に限る）又は被保険者の本人確認書類（官公署から発行され、若しくは発給された書類に限る）の提示又は写しの提出により確認します。

なお、更新時期の申請で、市から送付した申請書により申請する場合は、その書類を代理権確認書類とみなし、本人確認のみ行います。

認定手続きを円滑に進めるためには、かかりつけ医への受診及び主治医意見書の作成依頼を滞りなく行う必要がありますので、郵送による交付が想定される場合には、主治医意見書様式及び資格者証の取扱いについて事前に十分説明してください。

## 9. 認定調査連絡票

市の調査員が認定調査を行う際の、日程調整等のために必要な事項について記入する様式です。記入者名には実際に記入する方の氏名を記入してください。

市の調査員が認定調査を行う場合は、居宅サービス等の利用、施設サービスの利用に関わらず、該当する項目を全て記入してください。

なお、「申請に至った経緯および調査時に配慮すべき事項」欄は、調査員が調査対象者の状態像を事前

に把握するために活用しています。病気や心身の状態（疾病名）、認知機能の状況、直近の状態変化の状況等を具体的に記入してください。

更新申請の場合で、認定調査の委託が可能な場合は、可にチェックするとともに、事業所名及び調査員名を記入してください。この場合には、その他事項のその他の確認・記入は不要です。

#### 10. 結果通知の送付

要介護認定・要支援認定申請の結果通知は、被保険者の住民票上の住所（あるいは送付先変更申請による送付先住所）へ送付します。

独居の方が入院中、かつ、親族が遠方におり郵便物を誰も確認できないなど、個別の対応が必要なやむを得ない事情がある場合は、必ず事前にご相談ください。

#### 11. 申請中に被保険者が死亡したとき

要介護認定申請中に被保険者が死亡した場合は、申請区分及び審査判定資料の進捗状況により、下記のとおり取り扱います。

- ・申請日から死亡日までの間に暫定ケアプランに基づくサービス利用がない場合は、認定の必要がありません。  
→申請を取り下げてください。
- ・認定調査前に亡くなられた場合は、審査判定に必要な資料が揃わないため、認定手続きを行うことができません。  
→申請を却下します。
- ・更新申請中で、以前の認定の有効期間内に亡くなられた場合は、有効開始日時点で資格喪失されているため、認定できません。  
→申請を却下します。
- ・認定調査が済んでおり、かつ、申請日から死亡日までの間に暫定ケアプランに基づくサービス利用がある場合は、主治医意見書の提出を受けた上で認定手続きを継続します。  
→認定結果確定後、認定結果の通知のみ行います。

#### 12. 認定申請を取り下げるとき

認定申請を取り下げる場合は、「要介護・要支援認定申請取下書」を提出してください。

取下書の提出は、その趣旨から、被保険者本人、認定申請書の提出者又は提出代行者が行うことが望まれます。他の方からの申請も受け付けますが、この場合には被保険者本人の意思に反する取下げでないことを十分確認する必要があります。被保険者等からの依頼により取下書を提出される場合には、被保険者の意思を十分確認してください。

本人が亡くなられた場合の取下げは、サービス利用の有無等を確認し、認定を受ける必要がないことを確認した上で取下書を提出してください。

表 1

要介護認定等申請の申請区分による結果のパターンと当市での取扱い

状態	申請種別		審査会		認定	区分	※	申請区分
認定なし	要介護認定申請	→	要介護	→	要介護			新規
			要支援		要支援	みなし要支援認定		
			非該当		非該当			
	要支援認定申請	→	要支援	→	要介護	みなし要介護認定		
			要介護		非該当			
			非該当					
要介護者	要介護更新認定申請	→	要介護	→	要支援	みなし要支援更新認定		更新
			要支援		非該当			
			非該当					
	要介護区分変更認定申請 (61日前以前)	→	要介護(変)	→	要介護(変)			区分変更
			要介護(同)		却下			
			要支援		却下	※		
	要介護区分変更認定申請 (60日前以降)	→	要介護(変)	→	要介護(変)			区分変更
			要介護(同)		要介護(同)	みなし要介護更新認定		
			要支援		要支援	職権認定(満了日の翌日から原則6か月)	※	
	要支援認定申請 (61日前以前)	→	要支援	→	要支援			要支援新規
			要介護(変)		要介護(変)	みなし要介護区分変更認定		
			要介護(同)		却下		※	
	要支援認定申請 (60日前以降)	→	要支援	→	要支援			要支援新規
			要介護(変)		要介護(変)	みなし要介護区分変更認定	※	
			要介護(同)		要介護(同)	みなし要介護更新認定		
要支援者	要支援更新認定申請	→	要支援	→	要支援			更新
			要介護		要介護	みなし要介護更新認定		
			非該当		非該当			
	要支援区分変更認定申請 (61日前以前)	→	要支援(変)	→	要支援(変)			区分変更
			要支援(同)		却下			
			要介護		却下		※	
	要支援区分変更認定申請 (60日前以降)	→	要支援(変)	→	要支援(変)			区分変更
			要支援(同)		要支援(同)	みなし要支援更新認定		
			要介護		要介護	職権認定(満了日の翌日から原則6か月)	※	
	要介護認定申請 (61日前以前)	→	要介護	→	要介護			要介護新規
			要支援(変)		要支援(変)	みなし要支援区分変更認定		
			要支援(同)		却下		※	
	要介護認定申請 (60日前以降)	→	要介護	→	要介護			要介護新規
			要支援(変)		要支援(変)	みなし要支援区分変更認定	※	
			要支援(同)		要支援(同)	みなし要支援更新認定		
			非該当		却下		※	

※当市での取扱い